

全 員 協 議 会

令和2年4月14日（火）
午前10時～ 時 分
本会議場

〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長
三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、
牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、
教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業経済部長、
教育部長

〔事務局〕 局長、次長、議事係長

議 題

1 新型コロナウイルス感染症対策について

2 その他

1、浜田市新型コロナウイルス対策本部会議の開催状況

- 1月31日 新型コロナウイルス対策班の設置、会議開催
- 2月7日 第1回警戒本部会議
相談窓口の確認、市民窓口でのマスク着用の励行等
中国へのマスク送付の決定
- 2月25日 第2回警戒本部会議
市のイベント等の方針検討
- 2月27日 第3回警戒本部会議、第1回対策本部会議
対策本部の設置、市のイベント等の自粛方針決定
- 2月28日 第2回対策本部会議
市内小中学校の休校措置の決定
- 3月13日 第3回対策本部会議
市内の福祉施設等へのマスク配布の報告
市の主催するイベント等の自粛期間の延長決定
- 3月17日 第4回対策本部会議
市職員が発症した場合の対応検討
福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応方針について
- 3月23日 第5回対策本部会議
市の主催するイベント等の自粛期間の延長決定
市内の福祉施設等へのマスクの追加配布決定
理美容組合へのマスク配布の検討
- 3月30日 第6回対策本部会議
市の主催するイベント等の自粛期間の延長決定
市民(高齢者、妊婦)へのマスクの配付決定
- 4月10日 第7回対策本部会議
県内の感染者確認による市の対応の検討

2、マスクの配布状況

	枚数(概数含む)	備考(期間)
学校、市関係施設等	7,000枚	2月～4月
市内福祉施設等(理美容組合等を含む)	56,000枚	3月6日～30日
中国	20,000枚	2月7日決定
市民(高齢者、妊婦)	84,000枚	4/10現在
市役所市民窓口等	5,000枚	2月～4月
計	172,000枚	

新型コロナウイルス感染症に係る主な指定管理施設等の対応状況について

主な指定管理施設等		対応状況	休業等期間
観光・産業	国民宿舎 千畳苑	・ レストラン休止 (夜間のみ休止3/10(火)～)	4/1(水)～4/30(木)
		・ 宿泊営業の休止 (宿泊予約なしの場合4日前に判断)	4/12(日)～4/30(木)
	リフレパークきんたの里	・ 通常運営 (千畳苑の宿泊機能を補かん)	
	美又温泉国民保養センター	・ 通常運営	
	かなぎウエスタンライディングパーク	・ 乗馬、レストラン、宿泊を含む全営業を臨時休業 ※放課後等デイサービス事業は通常どおり実施	4/11(土)～5/6(水)
	地域交流プラザまんてん	・ 営業時間の短縮 (閉店時間 21時→20時)	4/15(水)～5/6(水)
	石州和紙会館	・ 臨時休館	4/14(火)～5/7(木) ※7日は定期休館日
スポーツ等	サン・ビレッジ浜田	・ アイススケート場の臨時休館	4/14(火)～5/6(水)
	三隅中央公園及び田の浦公園運動施設	・ 田の浦公園キャンプ場の閉鎖	5/2(土)～5/6(水)
社会教育(文化)	世界こども美術館創作活動館	・ 臨時休館	4/11(土)～5/7(木) ※7日は定期休館日
	石正美術館		4/14(火)～5/7(木) ※7日は定期休館日
	浜田城資料館		
	浜田郷土資料館		
	金城資料館(金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館)		

新型コロナウイルス感染症対策について

1 発熱など感染の疑いがある場合には

【症状1】

- ・風邪の症状（咳、鼻水など）
- ・37.5度以上の発熱がある

自宅で静養する（仕事や学校を休む）
※ただし、症状が重い場合は、かかりつけ医等に
電話で相談する。（突然の訪問受診はしない）

- ・37.5度以上の発熱が4日以上続く
※以下の方は2日程度続く場合
- ・高齢者、妊婦
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患などがある
- ・抗がん剤、免疫抑制剤等を用いている

「浜田保健所 帰国者・接触者相談センター」に電話で相談する
電話：0855-29-5970（24時間対応）

【症状2】

- ・強いだるさ（倦怠感）
- ・息苦しさ（呼吸困難）

院内感染を
防ぐため

直接医療機関
に行く

2 「帰国者・接触者相談センター」で相談を受けた後の流れ

センターで話をうかがい、
「帰国者・接触者外来」への受診が必要と判断した場合は、
受診時間・受診方法をお知らせする。

公共交通機関を使わずに、
自家用車・保健所手配の車等で受診

指定した受診時間・受診方法により
「帰国者・接触者外来」を受診

診察の結果、
新型コロナウイルス感染症の疑いが
ある場合又はウイルス検査で陽性の場合

感染症指定医療機関
（県内8カ所）に
入院して治療

診察の結果、
新型コロナウイルス感染症の疑いが
ない場合又は軽症の場合

帰宅

※場合によっては、自宅に待機して
いただき、健康観察を行う。

3 発生した場合の対応

(1) 医療機関

患者の入院、治療

(2) 保健所

感染拡大防止のために

- 患者の詳細な行動調査を実施し、患者と濃厚接触した人を特定
- 濃厚接触者に健康観察と行動自粛を要請
- 患者の滞在先に消毒の実施を指導

(3) 浜田市

保健所、医療機関の支援

- 市民に対する必要な情報の早期発信
- 保健所との役割分担による電話相談対応
- 必要物資等の確保
- 感染拡大時における軽症者の宿泊先等確保

(参考) 濃厚接触者とは

「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ① 「患者（確定例）」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護なしに「患者（確定例）」を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 「患者（確定例）」の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2 m）で、必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と接触があった者
（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

新型コロナウイルス感染症について

2020年4月4日(土)現在の情報に基づいて作成
浜田保健所提供資料

(注) ここに提示した内容は、今後新たにもたらされる情報及び状況により修正されることがあることをご承知おき下さい。

1

主な項目

(1) 新型コロナウイルス感染症に対して保健所が行っていること

(2) 新型コロナウイルス感染症の概要

(3) 新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけ

(4) 新型コロナウイルス感染症が疑われる人への対応

(5) 患者発生時の対応

(6) 医療提供体制の確保

2

(1) 新型コロナウイルス感染症に対して保健所が行っていること

3

新型コロナウイルス感染症に対して保健所が行っていること

(1) 医療体制の確保

- ・「帰国者・接触者外来」の確保・運用 → 島根県では「検査必要例」は全数PCR検査
- ・入院ベッドの確保(特に、肺炎を呈している患者のベッドの確保)
- ・医師会との協議 (まん延期における軽症患者の診療協力の要請)

(2) 関係機関との連携体制の確立

- ・「関係機関連絡会議」の開催

(3) 相談体制の確立

- ・「帰国者・接触者相談センター」の開設
- ・「電話相談窓口」の開設

(4) 市町村との連携

- ・管内両市の保健師・危機管理担当を対象とした研修会の開催
- ・県内患者発生時以降における市町村相談窓口開設の依頼

(5) 住民への啓発

- ・報道機関への対応
- ・ケーブルテレビに出演

4

(2) 新型コロナウイルス感染症の概要

5

新型コロナウイルス感染症の概要

○ 病原体

新種のコロナウイルス(2019-nCoV)が検出されている。

○ 症状

発熱、呼吸器症状(咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など)、頭痛、倦怠感 などが見られる。

下痢や嘔吐などの消化器症状は多くの報告で10%未満。

症例によっては、発症から1週間程度で重症化する。

○ 重症化のリスクとなるもの

高齢者、基礎疾患(心血管疾患、糖尿病、がん、慢性呼吸器疾患 など)。

40歳代までは重症化は少なく、50歳代から年齢が高くなるにしたがい致死率は上昇。

○ 検査所見

胸部CT:すりガラス状陰影

○ 検査

PCR検査法が確立されている。採取した検体等の性状による偽陰性の可能性はある。

※ 偽陰性=実際にはウイルスに感染しているが、検査では陰性と判定されること。

○ 潜伏期

1～14日。暴露から5日程度で発症することが多い。(WHO)

○ 感染経路

持続的なヒト—ヒト感染が強く示唆されている。

咳エチケットや手指衛生など、基本的な感染対策で予防に努めることが大切。

6

新型コロナウイルス感染症の病状の経過

<感染から発症までの経過>

- 感染から約5日間（1～14日間）の潜伏期を経て、
- 感冒様症状（発熱、咳、痰、咽頭痛、鼻汁等）、倦怠感等が出現し、
- 一部の患者では嘔吐、下痢などの消化器症状を呈しながら、
- これらの症状が比較的長く、約7日間持続する。
- ※ 体温がそれほど高くないのに倦怠感が強いことがあります。
- ※ かぜやインフルエンザ、急性胃腸炎では、発症から3、4日目までをピークに改善傾向に転じるのが一般的ですが、新型コロナウイルス感染症では、症状がより長く経過する点で異なります。

<症状が約7日間続いた後の経過>

- 80%の患者は、自然に軽快して治癒する。
- 20%の患者は、肺炎を合併する。特に、高齢者や基礎疾患のある人は肺炎を併発しやすい。
- 肺炎に進展した患者のさらに一部（5%程度）が、重症化して集中治療や人工呼吸を要する。
- ※ 入院を要するような肺炎が約20%という高率で合併するのが、新型コロナウイルス感染症の特徴です。
- ※ 患者の中には、発症7日以内に肺炎に至ることもあります。

<肺炎患者の症状>

- 強い湿性咳嗽（痰がからんだような咳） ○ 息苦しさ、呼吸困難 ○ 軽微な乾性咳嗽（から咳）
- ※ 肺炎を呈した患者の中には、ほとんど呼吸器症状がない人もいます。

7

新型コロナウイルス感染症は急速に悪化する

福井県 50歳代 男性 会社役員

基礎疾患 あり

3月19日 接客を伴う飲食店で、後に感染が確認された2名の男性と会食

3月22日 39度の発熱

3月27日 PCR検査で感染が判明、感染症指定医療機関に入院

3月29日 病状が悪化

4月01日 22時20分頃 死亡（肺炎による肺機能の悪化）

初発から死亡まで 11日

入院から死亡まで 6日

（毎日新聞 福井版記事をもとに作成）

- 重症化する患者さんも、最初は普通の風邪症状（微熱、咽頭痛、咳など）から始まっており、初期段階では重症化するかどうかの区別がつきにくい。
- 重症化する患者さんは、
 - ・ 発症後5～7日程度で肺炎を来し、症状が急速に悪化している。
 - ・ 発症後10日目以降に集中治療室に入室し、呼吸管理を行う。という経過をたどっている。

8

新型コロナウイルス感染症をどうとらえたらいいか

- 発症する前に見つけるのは難しい。
- 誰に感染しやすいかはわかっていない。
- これまでの研究報告をみると、症状が軽い人やまったくない人が感染源になっている。かなり軽症の人が感染を広げているように思われる。
- 最大の謎は、濃厚接触者を調査しても感染の連鎖が全然みつからないこと。それなのになぜ流行するか。

↓

1人が10~20人に感染させているクラスターがあるのではないか(仮説)。だから、クラスターを見つけて他に広がらないようにするとよいのではないかと考えている。

- クラスターが確認され、対策を講じて連鎖を押さえれば早い時期に収束させられるはず。

流行初期の最大の謎

新No.	旧No.	確定日	年代	性別	居住地	同様の患者の発生率	濃厚接触者の状況
1	1	1/15	30代	男	神奈川県	なし	38名特定 健康観察終了
2	2	1/24	40代	男	中国 (武漢市)	なし	32名特定 健康観察終了
3	3	1/25	30代	女	中国 (武漢市)	なし	7名特定 健康観察終了
4	4	1/26	40代	男	中国 (武漢市)	No.19	2名特定 健康観察終了
5	5	1/28	40代	男	中国 (武漢市)	なし	3名特定 健康観察終了
6	6	1/28	60代	男	奈良県	No. 8 No.13	22名特定 健康観察終了
7	7	1/28	40代	女	中国 (武漢市)	なし	2名特定 健康観察終了
8	8	1/29	40代	女	大阪府	No. 6	2名特定 健康観察終了
9	10	1/30	50代	男	三重県	なし	3名特定 健康観察終了

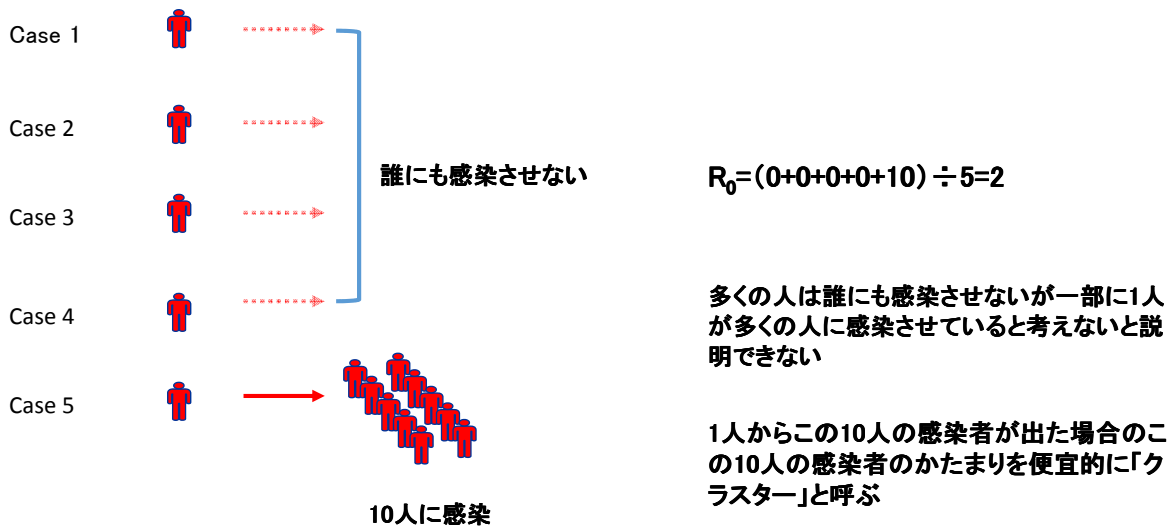
濃厚接触者から誰も感染が出ていない

$R_0=0$

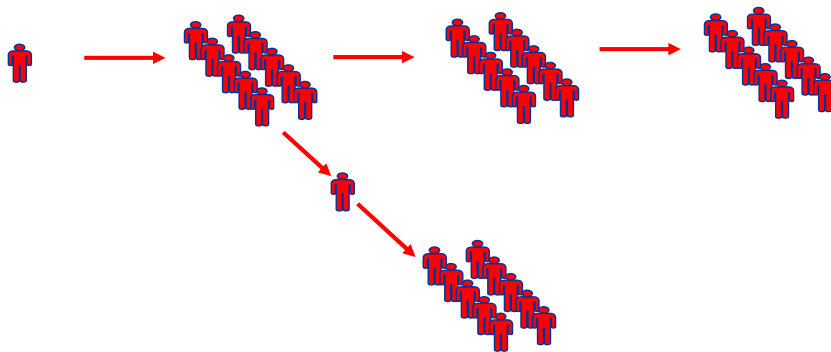
ではなぜ流行しているのか??

日本だけではなく他の国でも同じ現象が見られている

唯一考えられる理由 (算数の問題として)

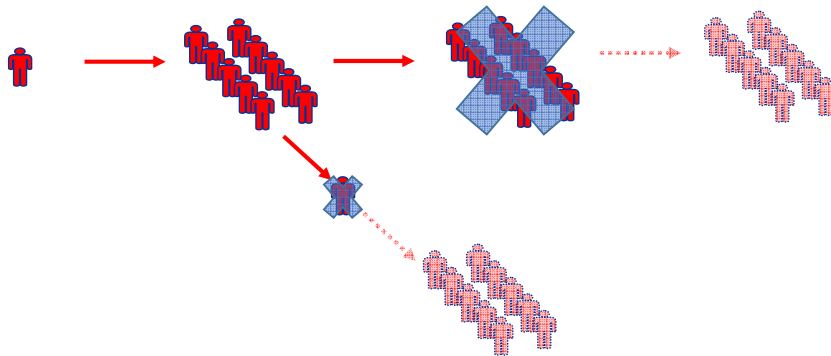


流行が起こる条件



クラスターの連鎖が起こること。
わかりやすく言うと「屋形船」がつながっていくこと。

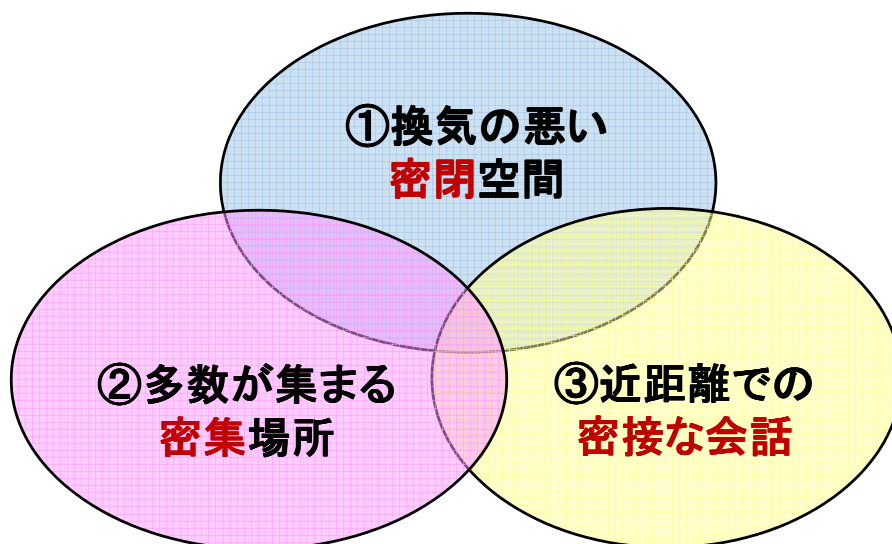
どうしたらいいのか？



クラスターの周りの感染連鎖を断ち切ること

13

新型コロナウイルス感染症の集団発生が確認された場面とその対策



<対策>

1. 換気を励行する：可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を行う。
2. 人の密度を下げる：お互いの距離を1～2m程度空けるなどして、密度を減らす。
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける：やむを得ず会話が必要な場合は、マスクを使用する。

14

3つの条件が同時に重なった場での活動の自粛のお願い

(2020年3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

- これまで明らかになったデータから、集団感染が確認された場に共通するのは、
 - ① 換気の悪い密閉空間だった、
 - ② 多くの人が密集していた、
 - ③ 近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声が行われたという3つの条件が重なった場ということがわかっています。

- 例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスター(集団)の発生が報告されています。

- 皆さんが、「3つの条件が同時に重なった場所」を避けるだけで、多くの人々の重症化を食い止め、命を救えます。

- 特に、オーバーシュート(爆発的急増)のリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい、「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であることもわかってきました。
イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めますので、十分注意して行動して下さい。

15

感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別について

(2020年3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

- 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。

- 報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

- 感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等が高い意識を持つことが求められます。

16

新型コロナウイルス感染症対策の基本戦略

(2020年3月19日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

- ① クラスター(患者集団)の早期発見・早期対応
- ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
- ③ 市民の行動変容

17

地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等

(2020年4月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

指標	考え方
① 新規確定患者数	○ 感染症法に基づいて届出された確定患者数。 各確定日で把握可能。 約2週間程度前の感染イベントを反映することに注意を要する。
② リンクが不明な新規確定患者数	○ 都道府県内保健所による積極的疫学調査の結果、感染源が不明な感染者。 地域におけるコミュニティ伝播を反映する。 ○ 報告時点では、リンクが繋がっていないことも多く、把握には日数を要する。 ○ 海外からの輸入例はここから別途集計すべきである。
③ 帰国者・接触者外来の受診者数	○ オーバーシュート(爆発的急増)を可能な限り早く捉えるために、 確定患者に頼らないリアルタイムの情報分析が重要である。
④ 帰国者・接触者相談センターの相談票の数項目(※)	○ ①～⑤の数値の動向も踏まえて総合的な検討を要す。 ※ ① 帰国者・接触者外来を指示された件数(報告日別) ② 医療機関からの相談件数(報告日別)推移 の2項目
⑤ PCR検査等の件数及び陽性率	

18

地域区分の考え方について【感染拡大警戒地域】

(2020年4月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

<状況>

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的急増）と呼べるほどの状況には至っていない。
また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- 重症化を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い助教又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート（爆発的急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」（以下「3つの密」という。）を避けるための取組（行動変容）を、より強く徹底していただく必要がある。
- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。
 - ・ 期間を明確にした外出自粛要請
 - ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベント等への参加を避けること
 - ・ 家族以外での多人数での会食は行わないこと
 - ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。19

地域区分の考え方について【感染確認地域】

(2020年4月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

<状況>

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者についてもあまり増加していない状況にある地域。

<想定される対応>

- 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。
- 具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベント等への参加は控えること
- また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる。

地域区分の考え方について【感染未確認地域】

(2020年4月1日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

<状況>

- 直近1週間において、感染者が確認されていない地域
(海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし)

<想定される対応>

- 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施する。
- また、その場合であっても、急速な感染拡大への備えと「3つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新状況を取り入れた啓発を継続してもらいたい。

21

(3) 新型コロナウイルス感染症の 法律上の位置づけ

- ① 感染症法
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法

22

新型コロナウイルス感染症の 感染症法上の位置づけ

23

新型コロナウイルス感染症は 感染症法上「指定感染症」として位置づけられている

感染症法 第6条第8項(定義)

この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、第3章から第7章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして**政令で定めるもの**をいう。

- 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
(令和2年1月28日 政令第11号)
- 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令
(令和2年1月31日 政令第22号) ※ 1月31日から施行
- 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令
(令和2年2月13日 政令第30号) ※ 2月14日から施行
- 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令
(令和2年3月26日 政令第60号) ※ 3月27日から施行

24

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の一部改正について

概要

令和2年1月31日閣議決定

- 令和2年1月に問題となっている新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定する政令の施行期日を、公布の日(令和2年1月28日)から起算して4日を経過した日(2月1日)とする。
- 【施行日を改める政令】新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令
検疫法施行令の一部を改正する政令
(※)従来の施行期日は、公布の日から起算して10日を経過した日(2月7日)

<参考>

指定感染症: 既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第6条)
検疫感染症: 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第2条第3号)

	これまでの対策	指定感染症、検疫感染症に指定した場合、実施可能となる措置
国内対策	(1) 診療 地方自治体や医療機関に対し、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、新型コロナウイルス感染症を念頭においた診療を行うよう依頼。 患者の医療費については、自己負担であり、協力が得られにくいことがある。(入院を拒否される可能性も)	➡ ① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供
	(2) 報告・検査 医療機関において原因不明の肺炎患者を診察した場合に保健所に報告の上、国立感染症研究所で検査を行う制度(疑似症サーベイランス)の運用 協力ベースであり、医師の義務ではない。	➡ ② 医師による迅速な届出による患者の把握
	(3) 濃厚接触者の把握 国内で確認された感染者1名の濃厚接触者を特定し、健康状態の確認を実施 法律に基づくものではないため、患者の協力が得られにくいことがある。	➡ ③ 患者発生時の積極的疫学調査(接触者調査)
検疫	(1) 発熱の確認(サーモグラフィ) (2) 自己申告の呼びかけ 協力ベースであり、協力が得られにくいことがある。	質問、診察・検査、消毒等が可能となる。 (隔離・停留はできない。)

25

新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令により読み替える感染症法の条文

(疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用)

第8条 **新型コロナウイルス感染症**の疑似症患者については、**新型コロナウイルス感染症**の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

2 **新型インフルエンザ等感染症**の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、**新型インフルエンザ等感染症**の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

3 **新型コロナウイルス感染症**の**無症状病原体保有者**については、**新型コロナウイルス感染症**の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

26

新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令第3条により読み替える感染症法の条文

(移送)

第21条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前2条の規定により入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に**移送することができる**。

27

新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の措置 (令和2年3月27日施行による改正後の内容)

- 疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
- 医師の届出（第12条）
- 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
- 健康診断（第17条）
- 就業制限（第18条）
- 入院（第19条及び第20条）
- 移送（第21条）
- 退院（第22条）
- 検体の収去等（第26条の3）
- 検体の採取等（第26条の4）
- 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
- ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
- 物件に係る措置（第29条）
- 死体の移動制限等（第30条）
- **生活の用に供される水の使用制限等（第31条）**
- **建物に係る措置（第32条）**
- **交通の制限又は遮断（第33条）**
- 質問及び調査（第35条）
- 入院患者の医療（第37条）
- **感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表（第44条の2）**
- **感染を防止するための協力（第44条の3）**
- **感染症に係る経過の報告（第44条の5）**

28

新型コロナウイルス感染症の 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」 上の位置づけ

29

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律 (令和2年3月13日公布 3月14日施行 法律第4号)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

- 第1条の2** 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第3項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。
- 2** 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第14条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。
- 3** 前項に定めるもののほか、第1項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

30

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治療するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時的医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



31

新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋) 緊急事態宣言

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第46条の規定による措置を除く。)を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。

3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。

5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

32

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（１）政府対策本部の設置

（新型インフルエンザ等の発生等に関する報告）

第14条 厚生労働大臣は、感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

（政府対策本部の設置）

第15条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

33

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（２）基本的対処方針

（基本的対処方針）

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

34

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（３）対策の総合調整

（都道府県対策本部長の権限）

- 第24条** 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第33条第2項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

35

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（４）医療等の実施の要請

（医療等の実施の要請等）

- 第31条** 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。
- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

36

(4) 新型コロナウイルス感染症が疑われる人への対応

新型コロナウイルス感染症の届出基準（2020年3月27日現在）

疑似症患者

次のア、イ、ウ、エのいずれかに該当

- ア) 発熱 又は 呼吸器症状（軽症含む）有り + 新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触歴がある
- イ) 37.5℃以上の発熱 かつ 呼吸器症状有り + 発症前14日以内に流行確認地域（注1）に渡航又は居住していた
- ウ) 37.5℃以上の発熱 かつ 呼吸器症状有り + 発症前14日以内に流行確認地域（注1）に渡航又は居住していた者と濃厚接触歴がある
- エ) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、
医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準じるものが必要であり、
かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断されるもの

（注1）流行確認地域 … 別紙スライドのとおり

（注2）濃厚接触

- ・ 感染症が疑われるものと 同居 又は 長時間の接触（車内、航空機内等）があった
- ・ 適切な感染防護無しに、感染症が疑われる患者を診察・看護・介護していた
- ・ 感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い

かつ

他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症が疑われる

新型コロナウイルス検査（行政検査）対象者

疑似症患者の定義とは別に、以下の場合においても行政検査を行うこと。

- ① 37.5℃以上の発熱 かつ 呼吸器症状 + 入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては積極的に考慮）
- ② 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性になった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ③ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※ 新型コロナウイルス検査を行うにあつては、以下の検査で陰性であった場合にPCR検査を行うこと。

- ① 季節性インフルエンザにかかる検査
- ② その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査

患者（確定例）

疑似症患者について、
分離・同定による病原体の検出 又は 検体から接触のPCR法による病原体の遺伝子の検出
のいずれかにより、新型コロナウイルス感染症と診断した場合

新型コロナウイルス感染症の流行確認地域(2020年3月27日現在)

- ・ 中華人民共和国 … 湖北省、浙江省
 - ・ 大韓民国 … 大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡
 - ・ サンマリノ共和国
 - ・ アイスランド共和国
 - ・ アイルランド共和国
 - ・ アンドラ公国
 - ・ イタリア共和国
 - ・ エストニア共和国
 - ・ オーストリア共和国
 - ・ オランダ王国
 - ・ スイス連邦
 - ・ スウェーデン王国
 - ・ スペイン王国
 - ・ スロベニア共和国
 - ・ デンマーク王国
 - ・ ドイツ連邦共和国
 - ・ ノルウェー王国
 - ・ バチカン
 - ・ フランス共和国
 - ・ ベルギー王国
 - ・ ポルトガル共和国
 - ・ マルタ共和国
 - ・ モナコ公国
 - ・ リヒテンシュタイン公国
 - ・ ルクセンブルク大公国
 - ・ イラン・イスラム共和国
- (計 2 6)

39

新型コロナウイルス感染症についての相談の目安

- 以下のいずれかに該当する方は、「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が**4日以上**続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

- ※ 以下のような方は重症化しやすいため、上記の症状が**2日程度続く場合**には、
「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ※ 妊婦の方へ

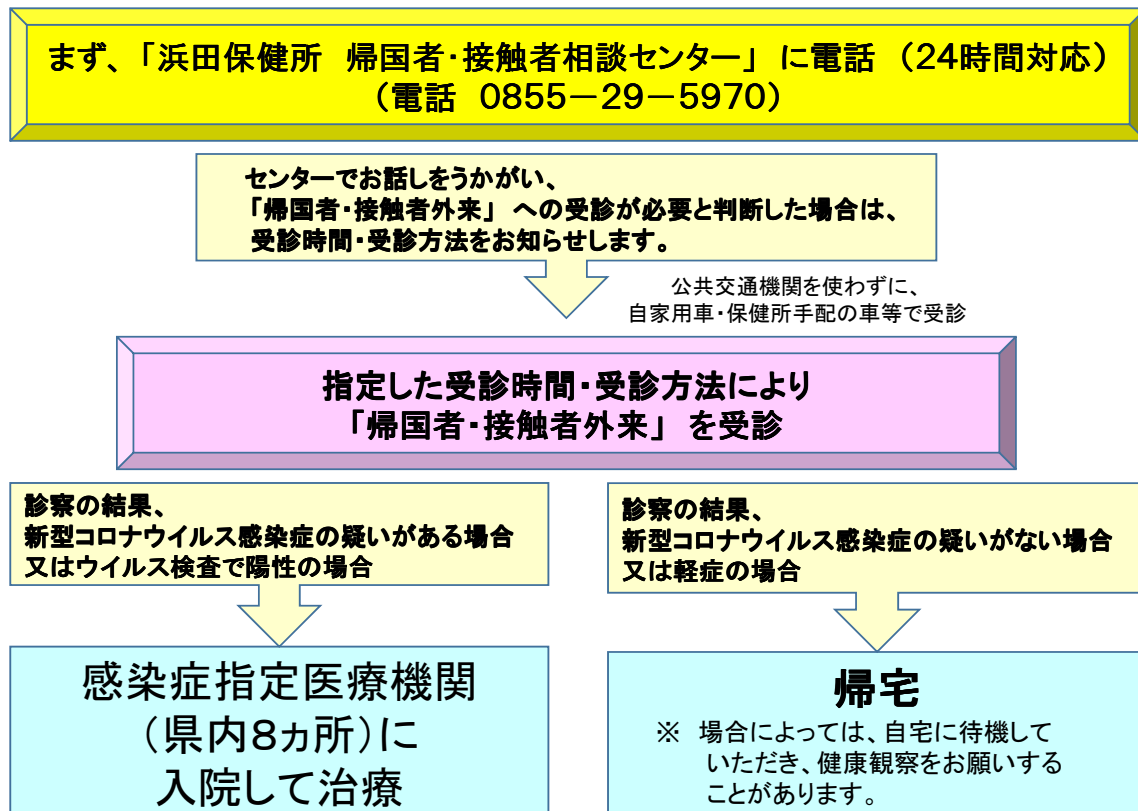
妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、**早めに**
「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

- ※ お子様をお持ちの方へ

小児については、現時点では重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については
上記の目安どおりの対応をお願いします。

40

「帰国者・接触者相談センター」で相談を受けた後の対応について



41

（5）患者発生時の対応

42

患者発生時に保健所は何を行うか

(1) 電話相談への対応

(2) 積極的疫学調査の実施

- 感染拡大を防止するため、
 - ・患者の詳細な行動調査を行うとともに、
 - ・患者と濃厚接触した人を特定し、
 - ・濃厚接触者に健康観察と行動自粛を要請する。

(3) 患者の滞在先における消毒の実施を指導

43

濃厚接触者の定義

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2020年3月12日版)

- 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
 - ① 「患者(確定例)」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
 - ② 適切な感染防護なしに「患者(確定例)」を診察、看護若しくは介護していた者
 - ③ 「患者(確定例)」の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ④ その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2m）で、必要な感染予防策なしで「患者(確定例)」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

44

調査時の感染予防策

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2020年2月27日版)

- 調査員が調査対象者に対面調査を行う際は、
 - ・サージカルマスクの着用 と
 - ・適切な手洗いを行うことが必要である。

- 咳などの症状がある調査対象者に対面調査を行う際は、
 - ▷ 患者に、サージカルマスクを着用させ、
 - ▷ 対応人員は、
 - ・サージカルマスクの着用 と
 - ・適切な手洗いに加え、
 - ・眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド) を装着する。

45

濃厚接触者への対応

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2020年2月27日版)

- 最終暴露から14日間の健康観察
 - ▷ 最終暴露から14日間、健康状態に注意を払い、発熱や呼吸器症状、倦怠感等が現れた場合、医療機関受診前に帰国者・接触者相談センターに連絡するようにお願いします。
 - ▷ 発熱又は呼吸器症状が現れた場合、PCR検査対象者として扱う。検査の必要性については、医師の判断を優先する。
 - ▷ 自宅待機などの周囲の感染伝播のリスクを低減させる対策をとった上で、健康観察を行う。
 - ▷ 濃厚接触者において、重症化リスクが高いと想定される者の体調の変化には十分注意を払う。
- 濃厚接触者のPCR検査
 - ▷ 原則として、健康観察期間中である無症状の濃厚接触者は、新型コロナウイルスの検査対象とはならない。
 - ▷ しかし、
 - ・濃厚接触者が医療従事者等、ハイリスクの者に接する機会のある業務に従事し、検査が必要と考えられる場合
 - ・クラスターが継続的に発生し、疫学調査が必要と判断された際には検査対象とすることができる。
- 濃厚接触者への指導
 - ▷ 濃厚接触者については、健康観察期間中において、以下をお願いします。
 - ・咳エチケットと手洗いの徹底
 - ・不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用は避ける
 - ・外出時にはマスク着用と手指衛生などの感染予防策を行う
- 濃厚接触者と同居している人への指導
 - ▷ 濃厚接触者と同居している者には、マスクの着用及び手指衛生を遵守するよう伝える。
 - ▷ 廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常どおり行うよう伝える。
 - ▷ その他、「ご家庭に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~」を参照のこと。

46

(6) 医療提供体制の確保

地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の
各対策(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)の移行について (抜粋)
(2020年3月1日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

4. 医療提供体制 (入院医療提供体制)

【状況の進展に応じて講じていくべき施策】

○ 地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合、次のような体制整備を図る。

- ① **感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、一般病床も含め、一定の感染予防策を講じた上で、必要な病床を確保する。**

感染症病床以外の病床に入院させる際の感染予防策としては、個室又は新型コロナウイルス感染症の診断が確定している患者においては同一の病室へ入院させること、入院患者が使用するトイレはポータブルトイレを使用すること等により、他の患者等と空間的な分離を行うこととする。

- ② ・高齢者や基礎疾患を有する方 ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方 ・妊産婦 以外の者で、
症状がない又は医学的に症状が軽い方には、PCR検査陽性であっても、自宅での安静・療養を原則とする。

このとき、自宅療養中に状態が変化した場合には、必ず帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医に連絡するよう患者に伝えるなど、重症化に備えた連絡体制を徹底する。

なお、自宅療養中の家庭内感染を防止する趣旨から、家庭での感染対策について周知するとともに、家族構成(高齢者や基礎疾患を有する者等と同居しているか)等を確認した上で、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合には、入院措置を行うものとする。

**地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の
各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について（抜粋）
（2020年3月1日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）**

6. 各対策への移行に当たっての地域の範囲

- 2. サーベイランス／感染防止策、3. 医療提供体制（外来診療体制）、4. 医療提供体制（入院診療体制）までの各対策を講ずるにあたり、地域の実情に応じて現行の対策を移行させる必要がある場合は、都道府県知事が、5. で設置した協議会などを活用して関係者の意見を聞いて、聴取しつつ、判断するものとする。

- 一方で、
 - 3. 医療提供体制（外来診療体制）(2)② 一般医療機関での外来診療 の体制に移行する場合
 - 4. 医療提供体制（入院診療体制）(2)② 自宅での安静・療養 の体制に移行する場合については、**厚生労働省とも相談するもの**とする。

- 各対策の移行の単位は、医療圏単位、市町村単位のいずれでも差し支えない。
都道府県知事が、市町村長や関係団体と相談しつつ、個別に各対策の移行を決定するものとする。

49

（参考資料）

感染予防策について

50

新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の感染予防策のポイント

- 患者；
サージカルマスクを着用
- 医療従事者；
標準予防策を行うとともに、接触・飛沫予防策を行う。
- 診察室及び入院病床；
個室が望ましい。十分換気する。
- 患者の気道吸引等エアロゾル発生手技を実施する際；
N95マスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を装着する。
- 患者の移動；
医学的に必要な目的に限定する。

(国立感染症研究所・国立国際医療研究センター「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」より抜粋)

51

感染症を予防するためにひとりひとりができること

(1) 「こまめ」に「すみずみ」まで手を洗いましょう

- ・外から帰ってきた時、調理前、食事前など、こまめにすみずみまで、20秒～30秒、時間をかけて手を洗いましょう。
- ・ハンドルは汚れているので、水を止める前にハンドルも石けんで洗いましょう。

(2) 咳エチケットに心がけましょう

- ・咳やくしゃみが出る時は、必ずマスクをしましょう。
- ・人混みの場所に出かける際も、マスクをするようにしましょう。

(3) こまめに換気をしましょう

- ・2方向の窓を開けて、できるだけこまめに換気を行いましょう。

(4) 睡眠と食事に心がけ、免疫力を高めましょう

- ・十分な睡眠とバランスのとれた食事で、免疫力を高めましょう。
- ・病気にかかっている人は、治療を継続しましょう。

52

「こまめに」「しっかり」手を洗おう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

【手を洗う前に】

- 爪は短く切っておきましょう。
- 時計や指輪ははずしておきましょう。

【手を洗った後に】

- 汚れた手でハンドルをひねっていますので、水を止める前に、ハンドルも石けんで洗いましょう。
- 石けんで洗いあらったら、十分に水で洗い流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取りましょう。

53

正しいマスクのつけ方



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う

マスクの表面は、汚れています！

- いったんマスクをつけたら、マスクをさわらないようにしましょう。
- つけたマスクを外して捨てる際は、マスクの表面をさわらないよう、表面を内側に折りたたんで捨てましょう。

54

マスクの効果について

- マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。
咳やくしゃみがある人は積極的にマスクをつけましょう。
- 一方で、予防的にマスクを着用することは、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所ではひとつの感染予防策と考えられますが、屋外などでは、相当混み合っていない限り、マスクを着用することによる効果はあまり認められていません。
- 咳や発熱などの症状がある人に近づかない、人混みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つといった感染予防策を優先して行いましょう。

(首相官邸ホームページ「新型コロナウイルス感染症に備えて」の掲載内容を基に作成)

55

新型コロナウイルス感染症対策としての消毒方法について

- ドアの取っ手やノブ、ベッド柵、手すり など
・0.05%の次亜塩素酸消毒液で拭きましょう。
- トイレや洗面所の清掃
・家庭用洗剤を使用し、すすいだ後に、
0.1%次亜塩素酸消毒液を使用して、消毒しましょう。

0.05% 次亜塩素酸 消毒液の作り方



500mlの
ペットボトル
を用意します



ペットボトルの
キャップ1杯分の
漂白剤を入れ、
水を500ml
入れます

0.1% 次亜塩素酸 消毒液の作り方



500mlの
ペットボトル
を用意します



ペットボトルの
キャップ2杯分の
漂白剤を入れ、
水を500ml
入れます

浜田市新型コロナウイルス一般電話相談対応

<役割>

- 一般的な相談に応じ、不安を解消する。
- 症状のある人に対して、渡航歴、居住歴、接触状況に応じて、一般医療機関受診勧奨や「帰国者・接触者相談センター(0855-29-5970)」へ紹介をする。
- 症状がなくても、渡航歴、居住歴、接触状況によっては、適切な健康管理や相談の指導を行う。

市の電話相談窓口

○県内発生時から平日 8:30~17:15 まで以下の部署で電話相談を開設する。

健康医療対策課	電話 25-9311
金城支所 市民福祉課	電話 42-1235
旭支所 市民福祉課	電話 45-1435
弥栄支所 市民福祉課	電話 48-2656
三隅支所 市民福祉課	電話 32-2806

※今後の状況に応じ、変更する可能性があります。

症状のない人からの相談

- 2週間以内の渡航歴・感染拡大警戒地域への旅行、居住歴、濃厚接触のないことが明らかな人
⇒必要な情報提供を行う。
- 2週間以内の渡航歴・感染拡大警戒地域への旅行、居住歴、濃厚接触のある人
⇒渡航、居住、濃厚接触の最終日から2週間以内の健康観察の勧奨。
2週間以内に発熱または呼吸器症状が出れば、帰国者・接触者相談センターに電話をしてもらう。

症状のある人からの相談

- 相談者が話す症状等を聴取し記録をする。
 - ・発熱(37.5℃以上)、強い倦怠感、呼吸困難、咳等の有無と発現時期(継続日数)を確認(相談票により確認)
 - ・概ね4日以上が「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安だが、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある人、妊婦は2日程度

△症状の程度や持続日数が満たない場合は

⇒一般医療機関受診勧奨

★一般の医療機関の受診にあたっては、相談者があらかじめ受診しようとする医療機関に電話をし、指示を受けて受診するように伝える。マスク着用もすすめる。

軽症で我慢できそうな方は自宅待機で健康観察

- 渡航歴・旅行歴、濃厚接触等の有無を確認する。(相談票により確認)

⇒「浜田保健所 帰国者・接触者相談センター 電話 29-5970」から折り返し電話を又は本人から電話をしてもらう。

マスクの市民配付の状況について

全国的にマスクが不足する中、緊急対応としてマスク確保が困難となっている高齢者や妊婦に市が備蓄しているマスクを提供。

1 配付場所及び配付期間等

(1) 本庁及び各支所

配付場所	配付期間	配付時間
浜田市役所本庁及び 金城、旭、弥栄、三隅支所	令和2年3月31日(火) ～令和2年4月15日(水)	9時00分 ～16時30分

(2) 公民館

配付場所	配付期間	配付時間
浜田 自治区 石見、長浜、周布、美川、 国府、大麻(浜田を除く)	令和2年4月2日(木) ～令和2年4月15日(水) ※当初の8日までから延長	9時00分 ～15時00分
金城 自治区 今福、美又、久佐、波佐、 小国(雲城を除く)	令和2年4月2日(木) ～令和2年4月8日(水)	9時00分 ～15時00分
旭 自治区 木田、和田、都川、市木 (今市を除く)	令和2年4月2日(木) ～令和2年4月10日(金)	9時00分 ～15時00分
弥栄 自治区 杵束(安城を除く)	令和2年4月2日(木) ～令和2年4月8日(水)	9時00分 ～15時00分
三隅 自治区 三隅、三保、岡見、井野、 黒沢、白砂	令和2年4月2日(木) ～令和2年4月10日(金)	9時00分 ～15時00分

※配付はいずれも平日のみ

2 配付数等

(1) 配付数

1人あたりマスク5枚

(2) 対象者及び配付実績(令和2年4月13日現在)

対象者	人数	配付数	配付率
満65歳以上の方 (令和2年4月1日現在)	19,505	17,054	87.4%
妊婦 (令和2年4月1日以降出産予定日人数)	170	120	70.6%
合計	19,675	17,174 (85,870枚)	87.3%

新型コロナウイルス感染症の影響により市税等の支払いが困難となった方へ

浜田市新型コロナウイルス対策本部

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活に不安を感じておられる方々に、当面の緊急的な支援として、市税や市に収める料金等に下記のとおり支払いの猶予が適用されます。

なお、猶予の適用を受けるためには申請手続きが必要で、取扱いは税目や各料金等又は申請者の収入状況等により異なりますので、各相談窓口にお問い合わせください。

記

1 対象となる市税や料金等

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金、下水道使用料、保育料（認定こども園を除く）、放課後児童クラブ負担金

2 対象となる主な事例

- | | |
|------|-----------------------------|
| 事例 1 | ご本人又はご家族が感染し、多額の治療費がかかった場合 |
| 事例 2 | 勤務先の経営不振等により解雇又は給与が大幅に減った場合 |
| 事例 3 | 感染症に関連し財産に相当な損失が生じた場合 |
| 事例 4 | 事業を廃止し、又は休止した場合 |
| 事例 5 | 事業に著しい損失を受けた場合 |

3 猶予が認められた場合の措置

- ・ 猶予期間は、原則 1 年以内です。
- ・ 猶予期間中は、督促、催告、差押、利用の停止措置を行いません。
- ・ 猶予期間中の延滞金を全額免除とします。

4 相談窓口（本庁）

税・料金等	担当課		連絡先
①市税	市民生活部 税務課	収納係	25-9240
②国民健康保険料	市民生活部 保険年金課	賦課給付係	25-9413
③後期高齢者医療保険料	市民生活部 保険年金課	医療年金係	25-9412
④介護保険料	浜田地区広域行政組合	介護保険課	25-1520
⑤保育料(認定こども園を除く)	健康福祉部 子育て支援課	保育所幼稚園係	25-9331
⑥放課後児童クラブ負担金	健康福祉部 子育て支援課	子育て支援係	25-9330
⑦水道料金	上下水道部 管理課	料金係	25-9903
⑧下水道使用料	上下水道部 下水道課	管理係	25-9640

相談窓口（支所）

税・料金等	担当課・連絡先
①～⑥の税・料金等	各支所 市民福祉課 金城 42-1235 旭 45-1435 弥栄 48-2937 三隅 32-2807
⑦水道料金⑧下水道使用料	各支所 産業建設課 金城 42-1236 旭 45-1437 弥栄 48-2112 三隅 32-2803

※ 市税や料金等は減免制度をご利用いただける場合がありますので、併せてご相談ください。

新型コロナウイルス感染症対策について（産業経済部）

1. 市内事業者状況把握（個別聞き取り、相談、アンケート等）

- 飲食業：特に宴会キャンセルで大きな影響あり
- 宿泊業：観光客が激減し予約が入らない状況
- 観光・イベント業、運輸業（特に観光バス）：
ほとんどキャンセルとなり、非常に影響が大きい
- 製造業、食品加工業：材料・部品の調達や都会地の自粛等に伴う
取引減少の影響が拡大している
- 農林・漁業、小売・卸売業：自粛ムードが広がり、
影響が出始めている事業者もある

※ 都会地で国の緊急事態制限を受け、客の減少や地方へのコロナ疎開による感染拡大を心配され、飲食業や宿泊業、観光施設等で独自に休業を検討される事業者あり

2. 資金繰り等の支援状況

(1) セーフティネット保証 4 号・5 号認定「重複を除くと計 11 事業者」

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大 2.8 億円）とは別枠の保証を対象とする資金繰り支援制度

- 4 号（100%保証）：11 件（10 事業者）「20%以上減少中小企業者」
- 5 号（80%保証）：4 件（4 事業者）「5%以上減少中小企業者」

(2) 浜田市新型コロナウイルス感染症対策資金信用保証料補助金

島根県中小企業制度融資「令和 2 年新型コロナウイルス感染症対策資金『中小企業者』」を利用した事業者へ、島根県信用保証協会の信用保証料の一部を補助

3 月末現在の市内事業者の島根県信用保証協会での保証状況は 2 件で、今後、上限 30 万円の補助金の申請見込み《セーフティネット保証 4 号認定が条件》

【参考】

(3) 令和 2 年新型コロナウイルス感染症対策資金『農業者・漁業者』（島根県）

新型コロナウイルスにより、経営の維持安定化が困難となる農業者や漁業者を支援するための新たな制度資金

(4) 実質的な無利子・無担保融資（日本政策金融公庫）

新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実施

(5) 雇用調整助成金（浜田公共職業安定所「ハローワーク」）

4 月 7 日現在の聞き取り状況：相談 26 件の内、申請該当件数 7 件の見込み

3. 令和 2 年 4 月以降の産業経済部関連の主なイベントの状況 ～ 別添のとおり

令和2年4月以降の産業経済部関連の主なイベントの状況

作成：産業経済部観光交流課

No.	イベント名	日時・期間	場 所	主 催	担当課	開催状況
1	アクアスはっしー広場 石見神楽公演	4月5日(日) ～4月19日(日)	アクアス はっしー広場	島根物産商事 株式会社	観光交流課	中止(毎週日曜日開催) ※4月26日(日)以降は検討中
2	石州浜っ子春まつり	4月29日(水・祝)	市内各商店街	浜っ子まつり 振興会	観光交流課	中止
3	浜田の夜神楽週末公演	毎週土曜日	三宮神社	浜田市観光協会	観光交流課	中止(4月末まで) ※5月以降は検討中
4	三隅つつじ祭り	5月3日(日・祝) ～5月5日(火・祝)	三隅公園	三隅つつじ祭り 実行委員会	三隅支所 産業建設課	中止
5	交流神楽イン都川	5月16日(日)	旧・都川小学校 体育館	交流神楽イン都川実行 委員会	旭支所 産業建設課	中止
6	三隅の石見神楽舞い	5月31日(日)	三隅中央会館	三隅町石見神楽 社中協議会	観光交流課	中止
7	石見のまんなか神楽市	6月13日(土) ～6月14日(日)	地域交流プラザ まんてん	石央商工会 青年部	観光交流課	中止
8	旭温泉まつり	6月上旬	あさひ荘周辺	旭温泉まつり 実行委員会	旭支所 産業建設課	中止
9	美又温泉まつり	6月下旬	美又温泉	美又温泉まつり 実行委員会	金城支所 産業建設課	中止
10	いわみ子供神楽 フェスタ	6月下旬	小学校体育館	どんちっちサポート IWAMI	観光交流課	中止
11	銀天街どんちっち タウン神楽フェスタ	7月25日(土)	浜田市駅前商店街	銀天街協同組合	観光交流課	未定
12	石見・海フェス in国府海岸	7月18日(土)	国府海水浴場	lani kokuhu kai	観光交流課	中止
13	ライジングサン スポーツ王国	8月中旬	旭運動公園	ライジングサン スポーツ王国 実行委員会	旭支所 産業建設課	未定
14	石州浜っ子夏まつり	8月1日(土)	浜田漁港	浜っ子まつり 振興会	観光交流課	検討中
15	石見神楽国立劇場公演	8月25日(火)	国立劇場	石見神楽国立劇場 公演実行委員会	観光交流課	検討中

新型コロナウイルス感染症予防への対応（学校運営関係）

令和 2 年 4 月 14 日現在
浜田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応については、政府の専門家会議の状況分析・提言を受けた、文部科学事務次官通知、島根県教育委員会の通知、「浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、浜田市校長会と協議の上、「浜田市新型コロナウイルス対策本部会議」でその対応を決定し、既に小中学校長への通知を行っています。

1 集団感染リスクへの対応

感染を避けるための基本的対応

- | |
|------------------------------------|
| ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底……………【密閉】 |
| ② 多くの人の手が届く距離に集まらないための配慮……………【密集】 |
| ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える……………【密接】 |
- という 3 つの条件が同時に重なった場のこと。以下「3 つの密」という。

このことを踏まえて、学校においては以下のような対応を行うこと。

- ・教室等のこまめな換気の徹底
- ・近距離での会話や発声等の際にマスクを使用する等

2 市内において感染例が判明した場合の基本方針

市内において感染例が判明した場合、判明した感染者の状況、感染者の行動の状況などを総合的に考慮し、浜田保健所と協議の上、以下の考え方により教育委員会が学校の全部又は一部の臨時休業を決定する。臨時休業の期間は原則として 2 週間とする。

- (1) 児童生徒等又は教職員本人が感染者又は濃厚接触者に特定された場合
- ・当該児童生徒等又は教職員の在籍する市立小中学校は、学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。
 - ・判明の状況によって、在籍校以外の指定する市立小中学校の学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。

(2) 判明した感染者が (1) 以外の場合

- ・判明の状況によって、指定する市立小中学校の、学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。

3 感染を危惧する保護者から学校を休ませたいと相談された場合の対応

学校への登校を不安視する保護者への対応については、文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A」において下記の通り示されており、各学校に通知済。

- ・保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。
- ・新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止」として記録し、「欠席」とはしない。

4 発熱等の症状がある、児童生徒を休ませる指導の徹底について

発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うことができ、指導要録上も「欠席」とはせずに、「出席停止」として記録を行うこと。

5 医療的ケア児や基礎疾患等のある児童生徒等について

医療的ケア児や基礎疾患等のある児童生徒等が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、個々の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。これにより、登校すべきでないと判断された場合の扱いについては、「欠席」とはせずに、「出席停止」とすること。

6 新年度の対応について

(1) 始業式について（令和2年4月8日）

- ・感染予防に配慮した上で、通常どおりの対応。

(2) 入学式について（令和2年4月9日、弥栄中のみ令和2年4月8日）

- ・来賓は案内しないなど規模を縮小して実施。
（新入生、在校生、保護者、教職員のみ出席）
- ・教育委員会告辞については、書面配布。

(3) 体育の授業での実技について

一度に大人数で集まり、児童生徒等が密集する活動とならないよう配慮して実施する。

なお、発熱、咳などの風邪の症状がある児童生徒等は参加させないなど、感染防止の対策を十分にとること。

(4) 学校給食について

学校給食の実施に当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等の実施や、児童生徒及び教職員の食事前の手洗いを徹底するとともに、会食時は、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの配慮をすること。

(5) 児童生徒の健康診断について

- ・内科、歯科、耳鼻科、眼科検診は、令和2年9月1日以降に延期すること。
- ・心電図検査、尿検査については、予定通り実施すること。
- ・「3密」の3つの条件が重ならないよう十分な対策を行い、年度内での実施とすること。

(6) 新年度始業式以降の部活動について

手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を徹底させるとともに、以下の点に留意し実施する。

なお、浜田市教育委員会が指示するまで当分の間、市外で開催される大会及び発表会等への参加や市外チームとの練習試合等の交流は禁止する。

- ・発熱等の風邪の症状がみられる生徒は参加させず自宅での休養を指示すること。
- ・屋内で活動する場合、こまめな換気を心掛けること。
- ・多くの人々が密集する活動とならないよう配慮すること。
- ・近距離での会話、大声での発声をできるだけ控えること。
- ・部室等は、短時間での利用とし、一斉に利用しないよう心掛けること。

(7) 修学旅行について

1 学期に計画している学校は、実施時期を 2 学期以降に変更。

(8) スクールバスについて

委託事業者に対して、「感染防止対策の徹底」を令和 2 年 4 月 8 日付で依頼済。

(9) 教職員の出張等について

- ・緊急事態宣言が出されている地域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の 7 都府県）への、出張等については、原則禁止。
- ・感染者が出ている地域への出張等（公務外含む）についても、極力自粛を心がけること。
- ・対象者は全教職員（非常勤講師を含む会計年度任用職員）
- ・制限の期間 令和 2 年 4 月 7 日から令和 2 年 5 月 15 日まで。

(10) 学校開放・目的外利用について

- ・通常どおり実施。

(11) 小学校体育連盟、中学校体育連盟関係

- ・小学校体育連盟陸上大会（令和2年5月21日）は、中止。
- ・中学校体育連盟石見地区大会浜田市予選
 - 軟式野球 令和2年4月18日、19日は、中止。
 - ソフトテニス 令和2年4月18日は、中止。
- ・中学校体育連盟石見地区大会
 - 陸上競技 令和2年5月9日は、中止。
 - サッカー 令和2年5月12日、13日は、中止。
 - 軟式野球 令和2年5月13日、14日は、中止。
 - ソフトテニス 令和2年5月14日、15日は、中止。
 - 柔道 令和2年5月9日は、中止。

(12) スポーツ少年団活動

- ・浜田市スポーツ少年団本部長名で、令和2年4月8日付け島教保第34号「始業日以降の部活動の実施について（通知）」に準じて、市外県外の児童と交流する活動についての自粛要請済。
- ・自粛期間は、令和2年4月10日から、令和2年5月15日まで。

(13) 宿泊研修について

- ・少年自然の家（江津市）は令和2年4月24日まで休館のため、今後、調整予定。

(14) 未指導事項の対応について

- ・対応については、令和2年3月23日付けで、各学校に指示を通知済。

(15) プールについて

- ・通常どおり実施する予定だが、学校判断による。
- ・更衣室の利用については、「3密」の状況とならないように、少人数の利用に留意すること。

(16) 山びこ学級及び、青少年サポートセンターについて

- ・通常どおりとするが、感染者が出た場合は、別途指示する。

7 感染拡大防止対応について

(1) 基本的な感染症対策の実施

各学校においては、感染状況を十分に踏まえながら、以下の点に留意の上、感染症対策に万全を期すこと。

① 感染源を絶つこと。

発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。また、教職員についても同様の対応とすること。

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認。
- ・登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認。

② 感染経路を絶つこと。

手洗いや咳エチケットを徹底する。トイレや教室など、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなど環境衛生を良好に保つ。

③ 抵抗力を高めること。

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

8 臨時休業した小・中学校から転入学した児童生徒への対応について

令和2年3月2日以降全国的に臨時休業した小・中学校が多数あり、児童生徒によっては、学習の遅れが心配される場合がある。

他市等への転校した児童生徒について、浜田市教育委員会教育長發文令和2年3月23日付け教学第3021号「臨時休業に伴う学習の遅れが心配される転出児童生徒への対応について（通知）」により対応していただいているが、他市等からの転入学した児童生徒についても、必要に応じて入学前の学校と連絡をとり、入学後の学習に支障が生じないよう適切に対応すること。

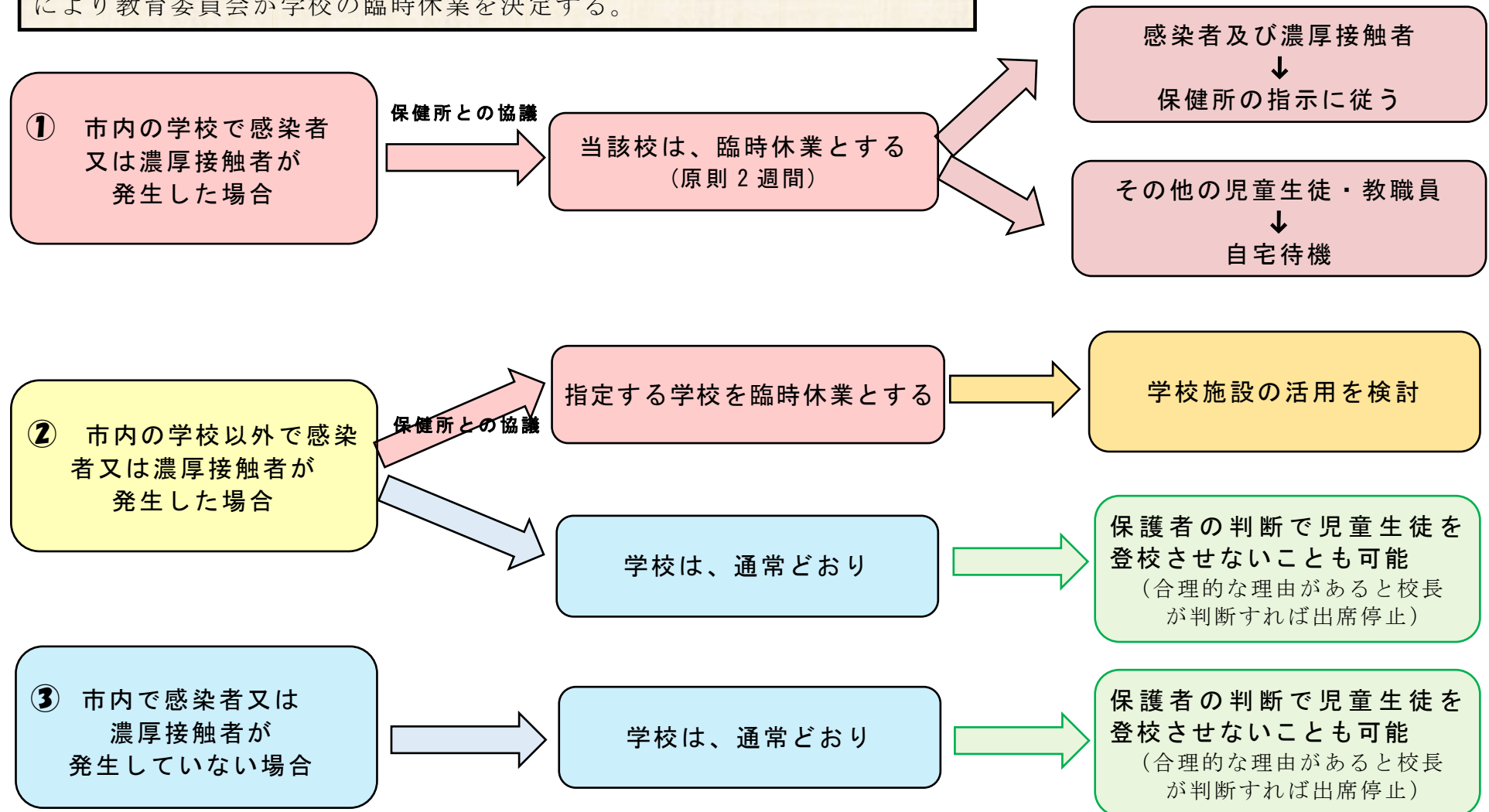
9 その他

災害時等における教育委員会から市立小中学校への緊急連絡方法は従来のおりであるが、改めて確認するとともに、災害時等には、学校から教育委員会への連絡を徹底すること。

また、学校から教職員・児童生徒等・保護者への緊急連絡方法についても改めて確認するほか、メールの既読確認機能などにより連絡が届いたことを確認できるようにする、メール配信システム等に障害が生じた場合の対応について周知するなど、事前の準備を万全にすること。

新型コロナウイルス感染症に対する、学校臨時休業の考え方

市内において感染者が判明した場合、判明した感染者の状況、感染者の行動の状況などを総合的に考慮し、浜田保健所と協議の上、以下の考え方により教育委員会が学校の臨時休業を決定する。



新型コロナウイルス感染症防止に配慮した教育部所管施設の対応状況

1 資料館・美術館・文化施設

施設名		管理方法	運営方針		備考
浜田	石央文化ホール	指定管理	自主事業は中止 貸館はほぼキャンセル		
	浜田市世界こども美術館創作活動館	指定管理	臨時休館	4/11(土)～5/7(木)	
	浜田郷土資料館	指定管理	臨時休館	4/14(火)～5/7(木)	
	浜田城資料館	直営	臨時休館	4/14(火)～5/7(木)	
金城	金城民俗資料館	指定管理	臨時休館	4/14(火)～5/7(木)	
	金城歴史民俗資料館	指定管理	臨時休館	4/14(火)～5/7(木)	
旭	旭歴史民俗資料館	直営	臨時休館	4/14(火)～5/7(木)	
弥栄	弥栄郷土資料展示室	直営	臨時休館	4/14(火)～5/7(木)	
三隅	石正美術館	指定管理	臨時休館	4/14(火)～5/7(木)	
	三隅歴史民俗資料館	直営	臨時休館	4/14(火)～5/7(木)	

2 スポーツ施設等

施設名		管理方法	運営方針	期間	備考
浜田	サンマリン浜田	指定管理	通常どおり		
	サン・ビレッジ浜田(アイススケート場)	指定管理	臨時休業	4/14(火)～5/6(水)	
	サン・ビレッジ浜田(サッカー場・フットサル場)	指定管理	通常どおり		
	東公園(野球場・陸上競技場・テニスコート・多目的広場)	指定管理	通常どおり		
	浜田室内プール	指定管理	通常どおり		
	健康増進センター	直営	通常どおり		
	ラ・ペアーレ浜田	指定管理	通常どおり		
金城	金城総合運動公園(体育館・テニスコート)	指定管理	通常どおり		
	今福スポーツ広場	指定管理	通常どおり		
	若生まなびや館	指定管理	通常どおり		
旭	旭公園(多目的広場・野球場・テニスコート・プール)	直営	通常どおり		
	市民体育館	直営	通常どおり		
弥栄	フットサルやさか競技場	委託	通常どおり		
	弥栄運動施設	委託	通常どおり		
三隅	三隅中央会館	指定管理	通常どおり		
	アクアみすみ(屋内プール)	指定管理	通常どおり		
	三隅中央公園(野球場・陸上競技場・テニスコート・多目的広場)	指定管理	通常どおり		
	B&G海洋センター(体育館・艇庫)	指定管理	通常どおり		
	田の浦公園運動施設(キャンプ場)	指定管理	閉鎖	5/2(土)～5/6(水)	
	田の浦公園運動施設(ソフトボール場)	指定管理	通常どおり		
	岡見スポーツセンター	指定管理	通常どおり		

3 図書館

施設名		管理方法	運営方針	期間	備考
浜田	中央図書館	直営	・学習コーナーの閉鎖(32席) ・インターネット席の禁止(2席) ・閲覧席のイスを減数	・3/2(月)～ ・4/11(土)～ ・4/11(土)～	
金城	金城分館	直営	学習コーナーの閉鎖(2席)	3/2(月)～	
旭	旭分館	直営	通常どおり		
弥栄	弥栄分館	直営	通常どおり		
三隅	三隅分館	直営	・学習コーナーの閉鎖(6席) ・インターネット席の禁止(2席)	・3/2(月)～ ・4/11(土)～	

4 公民館

施設名		管理方法	運営方針	期間	備考
浜田	浜田・石見・長浜・国府・周布・美川・大麻	直営	通常どおり		
金城	雲城・今福・美又・久佐・波佐・小国	直営	通常どおり		
旭	今市・木田・和田・都川・市木	直営	通常どおり		
弥栄	杵束・安城	直営	通常どおり		
三隅	三隅・三保・岡見・井野・黒沢・白砂	直営	通常どおり		